（案）

（令和８年度変更）

奥久慈地域森林計画書

（奥久慈森林計画区）

計画期間　自　令和　８年　４月　１日
　　至　令和１８年　３月３１日

福　　島　　県

奥久慈地域森林計画の主な変更内容

変　更　内　容	反映箇所
（１）地域森林計画の対象とする森林の区域について、林地開発行為の完了により変更した。	Ⅱ－第１
（２）林道事業の計画量について、効率的な森林施業を実施するため計画量を変更した。	Ⅱ－第６－４ 別表３
（３）治山事業の計画量について、近年の集中豪雨等により山腹崩壊等が発生し、人家等に被害をもたらす危険性が高いことから早急に復旧を図るためなどから計画量を変更した。	Ⅱ－第６－５－（３） 別表６

奥久慈森林計画区

計画区位置図

福島県の森林計画区

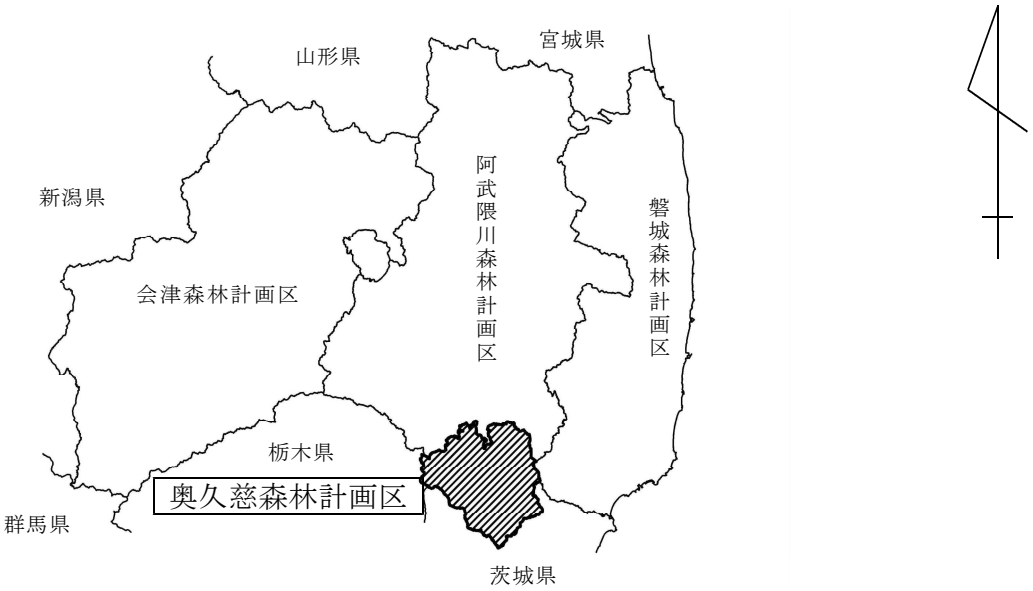

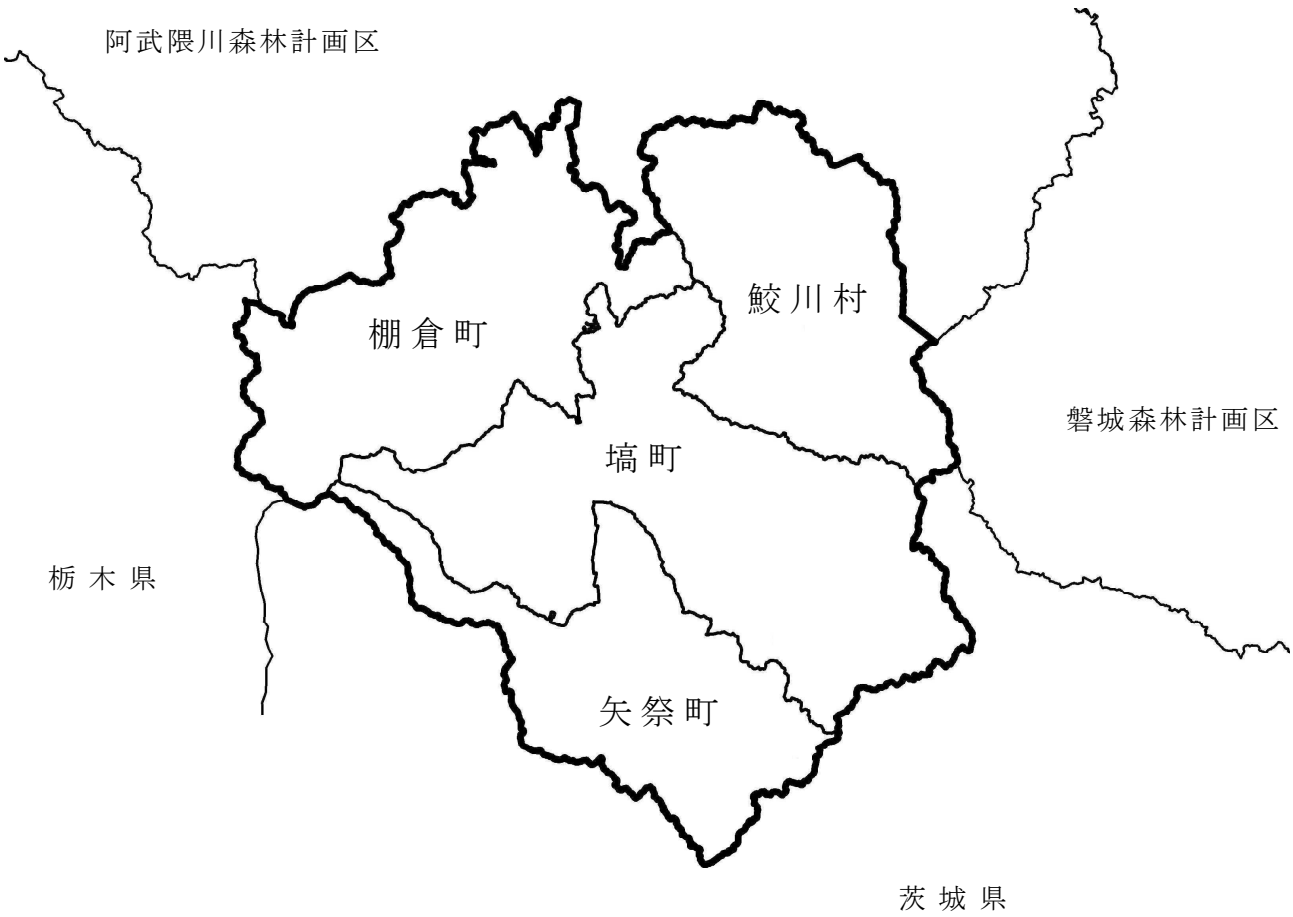

□　森林計画制度について

森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。

また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じて実施する必要があるため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第５条に基づき、全国森林計画に即して、知事が各森林計画区の民有林について５年毎に１０年を１期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものです。

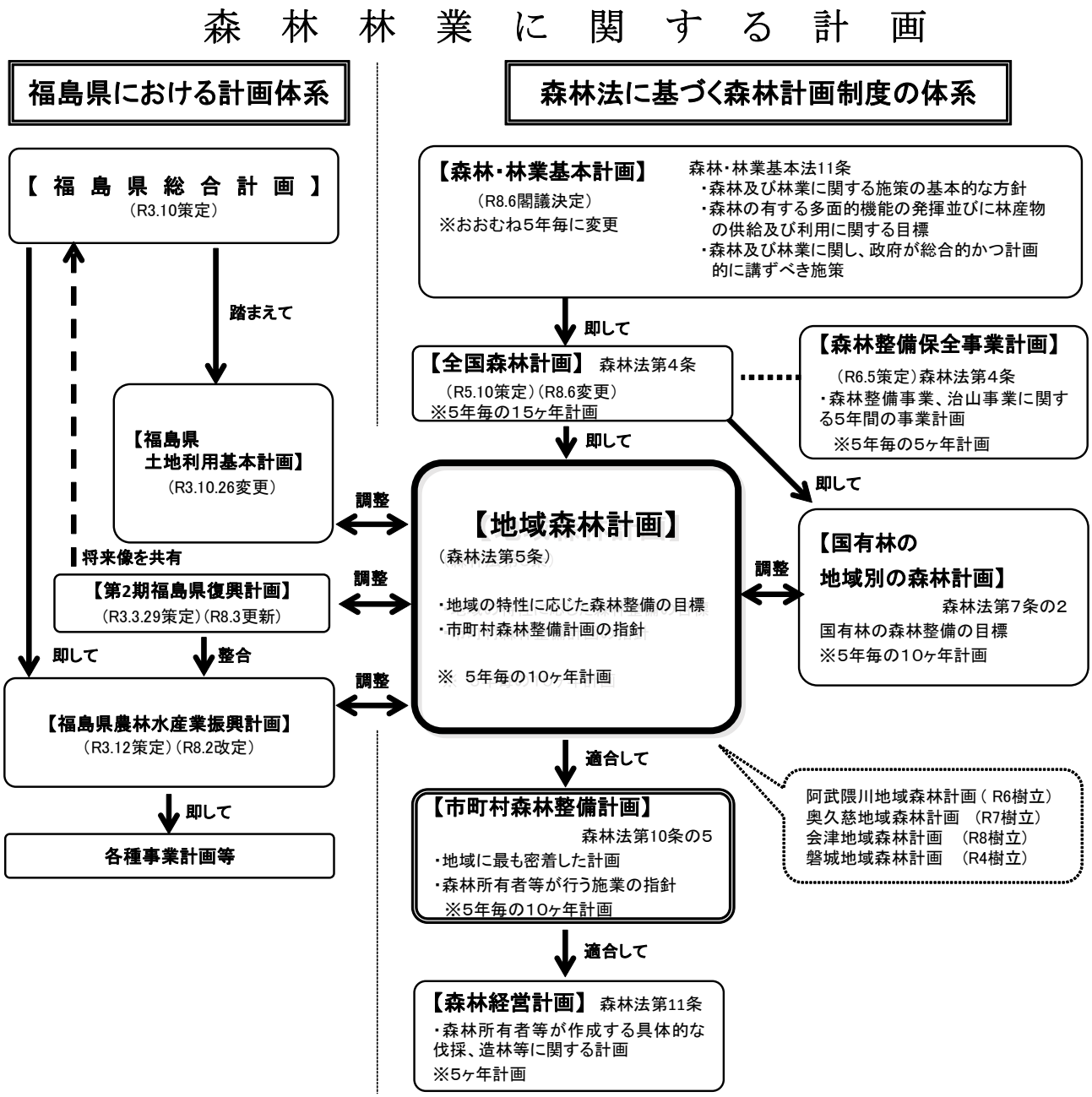

全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

○全国森林計画（計画期間 15 年）

年　　度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
令和５年度樹立 全国森林計画 （令和６～20 年度）		前期５年					中期５年					後期５年						

○地域森林計画（計画期間 10 年）

年　　度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
令和７年度樹立 奥久慈地域森林計画 （令和８～17 年度）				前期５年					後期５年					

目　　次

Ⅰ　計画の大綱 ･･ 1

Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域 ･･ 1

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
（１）森林の整備及び保全の目標 ･･ 1
（２）森林の整備及び保全の基本方針 ･･････････････････････････････････････ 1
（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 ･･････････ 1

２　その他必要な事項
（１）森林の放射性物質対策 ･･ 1
（２）木質バイオマスの利活用の推進 ･･････････････････････････････････････ 1

第３　森林の整備に関する事項
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ･･････････････････････ 1
（２）立木の標準伐期齢に関する指針 ･･････････････････････････････････････ 1
（３）その他必要な事項 ･･ 1

２　造林に関する事項
（１）人工造林に関する指針 ･･ 1
（２）天然更新に関する指針 ･･ 1
（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ･･････････････ 1
（４）その他必要な事項 ･･ 1

３　間伐及び保育に関する事項
（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ･････ 1
（２）保育の標準的な方法に関する指針 ･･････････････････････････････････････ 1
（３）その他必要な事項 ･･ 1

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ･･ 1
（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ･･････････････････････ 1

（３）その他必要な事項　……1

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方　……1
（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方　……1
（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方　……1
（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方　……1
（５）林産物の搬出方法等　……1
（６）その他必要な事項　……1

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針　……1
（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針　……1
（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針　……1
（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針　……1
（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針　……1
（６）その他必要な事項　……1

第４　森林の保全に関する事項
１　森林の土地の保全に関する事項
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区……1
（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法　……1
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項　……1
（４）その他必要な事項　……1

２　保安施設に関する事項
（１）保安林の整備に関する方針　……1
（２）保安施設地区の指定に関する方針　……1
（３）治山事業の実施に関する方針　……1
（４）特定保安林の整備に関する事項　……1
（５）その他必要な事項　……1

３　鳥獣害の防止に関する事項
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 ･･ 1
（２）その他必要な事項　･･ 1

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
（１）森林病害虫等の被害対策の方針　･･ 1
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）　･･････････････････････････ 1
（３）林野火災の予防の方針　･･ 1
（４）その他必要な事項　･･ 1

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
（１）保健機能森林の区域の基準　･･ 1
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項　･･････････････････････････････････ 1

第６　計画量等
１　間伐立木材積その他の伐採立木材積　･･････････････････････････････････････ 2

２　間伐面積　･･ 2

３　人工造林及び天然更新別の造林面積　･･････････････････････････････････････ 2

４　林道の開設及び拡張に関する計画　･･ 2

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等　･･････････････････････････････ 2
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等　･･････ 2
（３）実施すべき治山事業の数量　･･ 2

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期　･･ 2

第７　その他必要な事項　･･ 1

別　　表

別表１　間伐立木材積その他の伐採立木材積　……4

別表２　人工造林及び天然更新別の造林面積　……4

別表３　林道の開設及び拡張に関する計画　……5

別表４　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区　…4

別表５　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等　……4

別表６　実施すべき治山事業の数量　……9

別表７　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期　……4

別表８　保安林その他制限林の施業方法　……4

Ⅰ　計画の大綱

変更なし（令和７年度樹立　地域森林計画書のとおり）

Ⅱ　計画事項

第２、第３、第４、第５、第７については、変更なし。
（令和７年度樹立　地域森林計画書のとおり）

第１　計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。
森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画課、県南農林事務所（いずれも計画区全域）及び当該区域を管轄する町村（管轄区域のみ）となっています。
なお、本計画の対象森林は、森林法第１０条の２第１項に基づく開発行為の許可※1、同第１０条の７の２第１項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、同第１０条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出※2の対象となります。
※１、※２　保安林内の森林を除く。

＜町村別面積＞　　単位　面積：ｈａ

区　分		面　積	備　考
県南農林事務所	棚　倉　町	6,285	
	矢　祭　町	6,350	
	塙　　町	8,416	
	鮫　川　村	6,027	
奥久慈森林計画区計		27,079	

(注)四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

第６　計画量等

１～３、６については、変更なし。
（令和７年度樹立　地域森林計画書のとおり）

４　林道の開設及び拡張に関する計画

計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別の計画量を次表のとおり定めます。
なお、町村毎の数量等については、別表３のとおりです。

単位　延長：m

区　分		路線数	延　長
開　設	新　設	27	12,794
	改　築	4	8,409
拡　張	改　良	21	(59) 10,468
	舗　装	16	38,191

※（　）は箇所数

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

変更なし（令和７年度樹立　地域森林計画書のとおり）

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

変更なし（令和７年度樹立　地域森林計画書のとおり）

ウ　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

変更なし（令和７年度樹立　地域森林計画書のとおり）

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

特になし

（３）実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、林班（尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域）を単位として、別表６のとおり計画しました。

別　　表

以下、別表１、２、４、５、７、８については変更なし。

別表１　間伐立木材積その他の伐採立木材積
（令和７年度樹立　地域森林計画書　別表１に同じ）

別表２　人工造林及び天然更新別の造林面積
（令和７年度樹立　地域森林計画書　別表２に同じ）

別表４　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
（令和７年度樹立　地域森林計画書　別表４に同じ）

別表５　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
（令和７年度樹立　地域森林計画書　別表５に同じ）

別表７　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
（令和７年度樹立　地域森林計画書　別表７に同じ）

別表８　保安林その他制限林の施業方法
（令和７年度樹立　地域森林計画書　別表８に同じ）

別表3　林道の開設及び拡張に関する計画

総括表　　単位　延長：m

開設 拡張 別	種類	農林事務所	路線数	延長 及び 箇所数	備考
開設	新設	県南農林事務所	27	12,794	
		計	27	12,794	
	改築	県南農林事務所	4	8,409	
		計	4	8,409	
	合計		31	21,203	
拡張	改良	県南農林事務所	21	10,468 59	箇所数
		計	21	10,468 59	箇所数
	舗装	県南農林事務所	16	38,191	
		計	16	38,191	
	合計		37	48,659 59	箇所数

県南農林事務所　　単位　延長:m、面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考(路線番号)
開設(新設)	自動車道	林道	棚倉町	大梅福岡	100	32		1	その他 5496
				板木	100	59		2	その他 14030
				岩井戸	100	35		3	その他 5382
				居伝金	100	54		4	その他 14031
				八槻稲沢	100	66		6	その他 14033
				漆草戸中	100	59		7	その他 14034
		林業専用道		八槻山本支	2,426	89	○	5	その他 15027
				計 7	3,026				
		林道	矢祭町			(258)			
				福住萩	200	515		1	基幹 2123
				舘谷小野沢	100	60		2	その他 14039
				矢沢入宝坂	100	30		3	その他 5527
				塩ノ平砂崩下	100	53		4	その他 14046
				舟見黒助	100	50		5	その他 14044
				檜山荻	100	90		6	その他 14045
				茗荷大沢	50	75		7	その他 5531
		林業専用道		戸塚	2,640	53	○	19	その他 15017
				計 8	3,390				
		林道	塙町	鎌田折戸	100	47		1	その他 14055
				中ノ沢	100	55		2	その他 24212
				高の平南沢	100	42		3	その他 5499
				清水和久田	100	216		4	その他 3101
				折篭払川	100	68		5	その他 14056
				一本木五郎内	100	100		6	その他 14057
				花園原木沢	100	13		7	その他 6168
				上台	100	14		8	その他 6164
				大日向	614	128	○	9	その他 15008
		林業専用道		白石沢	964	38	○	22	その他 15018
				桜窪	3,000	100	○	24	その他 24393
				計 11	5,378				
			鮫川村	中沢	1,000	39	○	4	その他 15028
				計 1	1,000				
	合計			27	12,794				
開設(改築)	自動車道	林道	棚倉町	馬草平	1,147	30		8	5380
				計 1	1,147				
			矢祭町	小田川山下	3,284	99		8	14083
				砂崩下大沢	3,553	76		9	4886
				小野沢	425	52		10	4435
				計 3	7,262				
	合計			4	8,409				

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

県南農林事務所　　単位　延長:m、面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考(路線番号)
拡張(改良)	自動車道	林道	棚倉町	入山細茅	80 1	97		9	14079 法面保全 1
				上手沢小鯨	810 4	107		10	4847 法面保全 3 幅員拡張 1
				強梨	100 2	111		11	4426 法面保全 2
				八槻山本支	240 6	89		5	15027 法面保全 6
				計 4	1,230 13				
			矢祭町	小田川手元	140 5	95		11	24200 法面保全 5
				砂崩下大沢	70 2	76		12	4886 法面保全 2
				舟ケ沢	60 1	40		13	15004 法面保全 1
				計 3	270 8				
			塙町	湯岐	250 4	52		10	4422 局部改良 4
				台宿	500 2	40		11	5419 法面保全 2
				中ノ沢	800 8	55		12	24212 法面保全 8
				覚石	1,000 2	73		13	5102 局部改良 2
				斑塩ノ海	500 2	31		14	5802 法面保全 2
				支線小川崎	200 2	58		15	24222 法面保全 2
				折篭	1,000 7	213	○	16	2033 法面保全 6 橋梁改良 1
				大日向	1,000 5	62		17	15008 局部改良 5
		林業専用道		広瀬薄久保	640 1	28	○	23	6465 法面保全 1
				計 9	5,890 33				
		林道	鮫川村	官代楢久保	150 1	121		3	14633 法面保全
				馬場	15 1	70	○	1	4601 橋梁改良 1
				木之根	13 1	68	○	2	4413 橋梁改良 1
				摺合吉合	1,085 1	41		5	5226 局部改良 1
				大久保後田中	1,815 1	33		6	5472 局部改良 1
				計 5	3,078 5				
	合計			21	10,468 59				

(注) 上段( )は国有林、< >は官行造林の面積で内数

県南農林事務所　　単位　延長:m、面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考(路線番号)
拡張(舗装)	自動車道	林道	棚倉町	流岡田	2,562	239		12	3842
				漆草大梅	2,375	52		13	6165
				上手沢福岡	1,623	35		14	5381
				上手沢小鯨	610	107		15	4847
				入山細茅	3,536	97		16	14079
				中ノ内	500	110		17	4727
				五来山	500	92		18	5389
				計　7	11,706				
			矢祭町	内川町平畑	2,212	77		14	14081
				大沢	2,414	72		15	6070
				板庭入宝坂	5,756	1,147		16	2156
				小田川山下	3,284	99		17	14083
				江戸塚砂崩下	2,649	41		18	5839
				計　5	16,315				
			塙町	支線小川崎	2,300	58		18	24222
				山形田代	3,000	47		19	14636
				斑塩ノ海	870	31		20	5802
				折篭	4,000	213		21	2033
				計　4	10,170				
	合計			16	38,191				

(注)　上段(　)は国有林、<　>は官行造林の面積で内数

別表６ 実施すべき治山事業の数量

県南農林事務所　　単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半5年分		
棚倉町	大字棚倉 (32)	1		森林整備	
	大字八槻 (21,39,42)	4		渓間工･本数調整伐	
	大字下手沢 (61)	1		本数調整伐	
	大字流 (36)	2		渓間工･山腹工･森林整備	
	大字瀬ヶ野 (1)	1		山腹工	
	大字漆草 (13)	1		渓間工	
	大字祝部内 (6)	2		渓間工･森林整備	
	大字中山本 (53,54,55,56)	4		渓間工	
	大字北山本 (51,53)	1		渓間工	
	大字強梨 (10,11)	2		渓間工	
	大字仁公儀 (31)	2		山腹工	
	大字小爪 (5)	1		山腹工	
小計		22	11		
矢祭町	大字下石井 (5,6,7,8,9,10)	4		本数調整伐･渓間工	
	大字宝坂 (17,29)	3		渓間工･山腹工	
	大字大拱 (43,45,46,47)	4		渓間工･本数調整伐･山腹工	
	大字内川 (66,68,70,79)	4		本数調整伐･森林整備･山腹工	
	大字関岡 (84,85,86,87)	2		本数調整伐･渓間工	
	大字茗荷 (72,75,76)	2		山腹工･本数調整伐	
	大字下関河内 (55,56)	2		本数調整伐･渓間工	
	大字戸塚 (11)	1		森林整備	
	大字小田川 (30)	1		渓間工	
	大字東館 (15)	1		渓間工・山腹工・森林整備	
小計		24	12		

単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域（林班）		うち前半5年分		
塙　町	大字台宿（17,20,21）	3		山腹工・渓間工	
	大字上石井（22）	1		本数調整伐・渓間工	
	大字塙（24,25,26）	3		渓間工・山腹工	
	大字西河内（29）	3		山腹工・渓間・森林整備	
	大字植田（11,12,13,14,15）	2		本数調整伐	
	大字真名畑(1,2,5,7,8,10-12)	3		本数調整伐・渓間工	
	大字木野反（46）	1		渓間工	
	大字田野作（73）	1		山腹工	
	大字大蕨（59）	1		山腹工	
	大字伊香（14）	2		渓間工・森林整備	
	大字那倉（98）	1		渓間工	
	大字板庭（24,38）	2		渓間工・植栽工	
	大字湯岐（48,52）	2		森林整備・山腹工	
	大字中塚（70,73,74）	1		渓間工	
	大字竹ノ内（25）	1		山腹工	
	大字山形（63,69）	2		山腹工	
	大字片貝（88）	1		山腹工	
	大字東河内（33）	1		山腹工	
小計		31	14		
合計		77	37		